

徳之島町農業委員会

第 6 回定例会

議事録

令和 7 年 6 月 1 7 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年6月17日（金）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第18号 農地法第3条許可申請議案について（6件）

第2 議案第19号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

第3 その他

4. 委員

	出席	12人	欠席	2人
--	----	-----	----	----

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	欠席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	欠席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

	出席	3人	欠席	1人
--	----	----	----	----

1番	欠席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主査	米 島 武勇幾

議長

おはようございます。これより令和7年6月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

本日は、2委員、6委員、そして1推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が6件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計7件となっております。署名委員は、13委員と14委員になっておりますので宜しくお願い致します。

議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案第18号、農地法第3条許可申請について、受付番号30号から35号まで事務局より一括して説明をお願い致します。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の方から説明致します。議案18号。受付番号30号。

譲渡人、東京都、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人、山、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑〇筆で、7,909㎡。

権利取得後の面積は、19,297㎡。

農業の廃止と規模拡大となっております。

作付予定作物は、ローズになっていて、反あたり〇〇万円で売買です。

受付番号31号。

譲渡人、亀徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人、亀徳、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、田〇筆、畑〇筆の計1,697㎡。

権利取得後の面積は、8,530㎡。

農業の廃止、新規就農となります。

自作地はありますが、ここは現在貸付をしていると言う事です。

申請地の権利取得後は、さとうきび栽培を自作する営農計画書が出ています。資料1で示していますので、後程確認下さい。

反あたり、〇〇万円で売買です。

受付番号32号。

譲渡人、静岡県、〇〇歳、〇〇〇さん。

譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇さん

申請区分面積は、畑、796㎡。

権利取得後の面積は、13,038㎡。

農業の廃止、規模拡大となっております。

作付予定作物は、牧草で、家畜○頭所有です。

権利取得後は、反あたり○○○万で売買となっております。

受付番号33号。

譲渡人、亀津、○○歳、○○○○さん。

譲受人、亀津、○○歳、○○○さん。

申請区分面積は、畑○筆、9,341㎡。

権利取得後の面積は、26,820㎡。

農業の縮小、規模拡大となっております。

作付予定作物は、さとうきび、ばれいしょで、反あたり○○万円で売買です。

受付番号34号、

譲渡人、被相続人、○○○の相続財産清算人として、○○、○○○○○○○○○○さん。

譲受人、○○○○○○○○○○、○○○○○○○。

申請区分面積は、畑○筆、14,247㎡。

権利取得後の面積は、161,171㎡。

相続財産清算人による売買と規模拡大となっております。

作付予定作物は、牧草。

反あたり、○○万円で売買です。

こちらは、全部履歴事項証明書を資料として添付しています。

受付番号35号。

譲渡人、兵庫県、○○歳、○○○○さん。

譲受人、母間、○○歳、○○○○さん。

申請区分面積は、畑、2,737㎡。

権利取得後の面積は、8,831㎡。

農業の廃止、規模拡大となっております。

作付予定作物は、さとうきび。

反あたり、○○万円で売買です。

事務局

以上6件となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから議案18号について質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号30号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして、

受付番号31号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号31号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして、

受付番号32号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号32号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして、

受付番号33号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号33号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

議長	許可する事に致します。
	続きまして、 受付番号34号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
4委員	宜しいですか。 〇〇〇さん亡くなっていると思うんですが、今、〇〇さんが代理人しているんですが、これ精算金とかどうなるんですか。
事務局	精算。
議長	これ子供が多分財産放棄したはず。〇〇になんか借金があって、〇〇が差し押さえして、この人が取ったのかな
5委員	これ〇〇〇〇でしょう。
議長	〇〇〇〇の人ね。
5委員	スプリンクラーなんかも付けてる畑なんですけど。
4委員	これ〇〇さんが買ってお金は。〇〇さんが精算して、〇〇さんにいくのか。
議長	どうなるのか分からんよね。
事務局	そこの先は、確認していません。
4委員	〇さんの親族の方から放棄して、〇〇さんの方へお願いします。
議長	そうじゃないですかね。
事務局	出てきているのは〇〇〇から。
議長	放棄すると言うのは聞いていたけど、〇〇がなんか差し押さえしているような話しも聞いていたんだけど、〇〇〇からこれ出てるんですか。

事務局	〇〇〇から。〇〇さんが相続人として。
議長	他にございませんか。いいですか。無ければ質疑を打ち切りたいと思います。採決します。 受付番号34号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。
議長	続きまして、受付番号35号について、 質疑のある方は挙手をお願い致します。 無ければ質疑を打ち切ります。採決します。 受付番号35号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 以上で議案18号は終わります。 続きまして議案19号。 農地中間管理権及び利用権の設定について、 事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案19号、農地中間管理権及び利用権の設定について説明致します。 農用地利用集積等促進計画一覧表を見て下さい。 左の列から順に借り受ける、受け手、次に対象農地、契約の内容、一番右が貸し出す人である出し手となります。 No1, 2, 3についてです。 受け手は、愛知県、〇〇〇〇さん。対象農地は、〇筆。 契約期間は、〇年。使用貸借です。 こちらの受け手についてですが、前回5月定例会において住民票はないけど、居住の実態がある人への農地の貸出について承認を得た件となっています。 No4, 5についてですが、受け手は亀徳、〇〇〇〇さん。

議長

対象農地は、○筆。

契約期間は、○年。使用貸借となっています。

以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

これから議案19号について質疑を行います。

受付番号3号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

質疑が無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号3号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事と致します。

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和7年6月17日

署名委員

原 田 辰 法

里 美 幸